

令和8年6月診療報酬改定分 改定対応一覧

名称	選択肢	適用期間	関連するサービス等	備考
管理療養費	管理療養費1／管理療養費2	～2026/05/31		
継続的賃上げ実施の有無	なし／あり	2026/06/01～	・ベースアップ評価料1、2	ベースアップ評価料の算定に使用。 ※ベースアップ評価料を算定する場合は「なし」の場合も必ず設定が必要。
包括型訪問看護（別に厚生労働大臣が定める場合）	該当しない／該当する	2026/06/01～	・包括型訪問看護費（訪問時間90分～） ※「別に厚生労働大臣が定める場合」で算定する場合	包括型訪問看護療養費の訪問時間が90分以上の場合の算定に使用。
訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ	なし／加算1／加算2／加算3／加算4／加算5／加算6／加算7／加算8／加算9／加算10／加算11／加算12／加算13／加算14／加算15／加算16／加算17／加算18／加算19（R9.6～）／加算20（R9.6～）／加算21（R9.6～）／加算22（R9.6～）／加算23（R9.6～）／加算24（R9.6～）／加算25（R9.6～）／加算26（R9.6～）／加算27（R9.6～）／加算28（R9.6～）／加算29（R9.6～）／加算30（R9.6～）／加算31（R9.6～）／加算32（R9.6～）／加算33（R9.6～）／加算34（R9.6～）／加算35（R9.6～）／加算36（R9.6～）	2026/06/01～	・ベースアップ評価料2	加算19～加算36追加 ※令和9年6月以降算定可能
機能強化型訪問看護管理療養費	なし／機能強化型訪問看護管理療養費1／機能強化型訪問看護管理療養費2／機能強化型訪問看護管理療養費3（H30.4.1～）／機能強化型訪問看護管理療養費4（R8.6～）	2026/06/01～	・機能強化型訪問看護管理療養費1～4 ・訪問看護管理療養費	機能強化型訪問看護管理療養費4（R8.6～）追加 ※「なし」の場合も必ず設定が必要
医療観察機能強化型訪問看護管理料	なし／医療観察機能強化型訪問看護管理料1／医療観察機能強化型訪問看護管理料2／医療観察機能強化型訪問看護管理料3／医療観察機能強化型訪問看護管理料4	2026/06/01～	・医療観察機能強化型訪問看護管理料1～4 ・医療観察機能強化型訪問看護管理料（1から4以外の場合）	※医療観察機能強化型訪問看護管理料を算定する場合は、「なし」の場合も必ず設定が必要

【包括型訪問看護療養費の単一建物居住者数による算定】

包括型訪問看護療養費を算定する場合で、単一建物居住者数が20人以上の場合に設定が必要です。現在自動で設定されませんので、手動で設定してください。

名称	入力方法	適用期間	関連するサービス等
単一建物居住者数が20人以上50人未満	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	2026/06/01～	・包括型訪問看護療養費
単一建物居住者数が50人以上	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	2026/06/01～	・包括型訪問看護療養費

【包括型訪問看護療養費の訪問時間による算定】

包括型訪問看護療養費を算定する場合で、訪問時間が60分以上の場合に設定が必要です。現在自動で設定されませんので、手動で設定してください。

名称	入力方法	適用期間	関連するサービス等
訪問時間が60分以上90分未満	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	2026/06/01～	・包括型訪問看護療養費（訪問時間60～90分）
訪問時間が90分以上	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	2026/06/01～	・包括型訪問看護療養費（訪問時間90分～）

【同一建物に居住する利用者の人数による算定】

同一日の人数が3人以上から下記のように細分化されました。従来通り、手動で設定するか請求情報での設定になります。

名称	入力方法	適用期間	関連するサービス等
同一日に3人以上		～2026/05/31	・基本療養費2（同日3人～） ・精神科基本療養費3（同日3人～） ・医療観察基本料3（同日3人～）
同一日に3人以上9人以下	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	2026/06/01～	・基本療養費2（同日3～9人） ・精神科基本療養費3（同日3～9人） ・医療観察基本料3（同日3～9人）
同一日に10人以上19人以下	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	2026/06/01～	・基本療養費2（同日10～19人） ・精神科基本療養費3（同日10～19人） ・医療観察基本料3（作による場合）（同日10～19人）
同一日に20人以上49人以下	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	2026/06/01～	・基本療養費2（同日20～49人） ・精神科基本療養費3（同日20～49人） ・医療観察基本料3（同日20～49人）
同一日に50人以上	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	2026/06/01～	・基本療養費2（同日50人～） ・精神科基本療養費3（同日50人～） ・医療観察基本料3（同日50人～）

【基本療養費2等の訪問日数による算定】

基本療養費2等について、同一建物の人数が10人以上の場合に必要な設定になります。自動で設定されますので、対応は不要です。

名称	入力方法	適用期間	関連するサービス等
月20日目まで	自動で算定されます	2026/06/01～	・基本療養費2(月20日目まで) ・精神科基本療養費3(～月20日目) ・医療観察基本料3(～月20日目)
月21日目以降	自動で算定されます	2026/06/01～	・基本療養費2(月21日以降) ・精神科基本療養費3(月21日目～) ・医療観察基本料3(月21日目～)

【介護内容区分の初期値設定】

記録書Ⅱを新規作成する場合に設定される、介護内容区分の初期値用の項目です。

名称	入力方法	適用期間	関連するサービス等
医療観察基本Ⅳ	請求情報で設定します。	2026/06/01～	・医療観察基本料4
包括型訪問看護	請求情報で設定します。	2026/06/01～	

【訪問ごとに自動で算定される加算】

訪問ごとに自動で算定されますので、対応は不要です。

名称	適用期間	入力方法	関連するサービス等
訪問看護物価対応料1(1日目)	2026/06/01～	自動で算定されます	・訪問看護物価対応料1(月の初日) ※医療観察も含む
訪問看護物価対応料1(2日目～)	2026/06/01～	自動で算定されます	・訪問看護物価対応料1(月の2日目～) ※医療観察も含む
訪問看護物価対応料2	2026/06/01～	自動で算定されます	・訪問看護物価対応料2
管理療養費(2日目～)	～2026/05/31		
管理療養費(2日目～15日目)	2026/06/01～	自動で算定されます	・訪問看護管理療養費(月の2日目～)(月15日目まで) ※医療観察も含む
管理療養費(16日目～24日目)	2026/06/01～	自動で算定されます	・訪問看護管理療養費(月の2日目～)(月16～24日目まで) ※医療観察も含む
管理療養費(25日目～)	2026/06/01～	自動で算定されます	・訪問看護管理療養費(月の2日目～)(月25日目を以降) ※医療観察も含む

【単一建物居住者数による算定】

単一建物居住者数が20人以上の場合の管理療養費(2日目以降)を算定するために設定が必要です。現在自動で設定されませんので、手動で設定してください。

名称	適用期間	入力方法	関連するサービス等
単一建物居住者数が20人以上50人未満	2026/06/01～	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・訪問看護管理療養費(月の2日目～) ※医療観察も含む
単一建物居住者数が50人以上	2026/06/01～	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・訪問看護管理療養費(月の2日目～) ※医療観察も含む

【同一建物居住者の人数による算定】

同一建物居住者の人数が細分化されました。また、同一建物居住者の人数を各加算ごとに算出するように変更になりました。現在自動で設定されませんので、手動で設定してください。

名称	適用期間	入力方法	関連するサービス等
同一建物内3人以上	～2026/05/31		・難病等複数回訪問加算(同建3人～) ・精神科複数回訪問加算(同建3人～) ・複数名訪問看護加算(同建3人～) ・複数名精神科訪問看護加算(同建3人～) ・医療観察複数名訪問看護加算(同建3人～)
複数回加算(同一建物内3人以上9人以下)	2026/06/01～	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・難病等複数回訪問加算(同建3～9人) ・精神科複数回訪問加算(同建3～9人)
複数回加算(同一建物内10人以上19人以下)	2026/06/01～	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・難病等複数回訪問加算(同建10～19人) ・精神科複数回訪問加算(同建10～19人)
複数回加算(同一建物内20人以上49人以下)	2026/06/01～	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・難病等複数回訪問加算(同建20～49人) ・精神科複数回訪問加算(同建20～49人)
複数回加算(同一建物内50人以上)	2026/06/01～	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・難病等複数回訪問加算(同建50人～) ・精神科複数回訪問加算(同建50人～)
夜間・早期加算(同一建物内3人以上9人以下)	2026/06/01～	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・夜間・早期訪問看護加算(同建3～9人) ・精神科夜間・早期訪問看護加算(同建3～9人) ・医療観察夜間・早期訪問看護加算(同建3～9人)
夜間・早期加算(同一建物内10人以上19人以下)	2026/06/01～	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・夜間・早期訪問看護加算(同建10～19人) ・精神科夜間・早期訪問看護加算(同建10～19人) ・医療観察夜間・早期訪問看護加算(同建10～19人)
夜間・早期加算(同一建物内20人以上49人以下)	2026/06/01～	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・夜間・早期訪問看護加算(同建20～49人) ・精神科夜間・早期訪問看護加算(同建20～49人) ・医療観察夜間・早期訪問看護加算(同建20～49人)
夜間・早期加算(同一建物内50人以上)	2026/06/01～	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・夜間・早期訪問看護加算(同建50人～) ・精神科夜間・早期訪問看護加算(同建50人～) ・医療観察夜間・早期訪問看護加算(同建50人～)
深夜加算(同一建物内3人以上9人以下)	2026/06/01～	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・深夜訪問看護加算(同建3～9人) ・精神科深夜訪問看護加算(同建3～9人) ・医療観察深夜訪問看護加算(同建3～9人)
深夜加算(同一建物内10人以上19人以下)	2026/06/01～	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・深夜訪問看護加算(同建10～19人) ・精神科深夜訪問看護加算(同建10～19人) ・医療観察深夜訪問看護加算(同建10～19人)
深夜加算(同一建物内20人以上49人以下)	2026/06/01～	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・深夜訪問看護加算(同建20～49人) ・精神科深夜訪問看護加算(同建20～49人) ・医療観察深夜訪問看護加算(同建20～49人)
深夜加算(同一建物内50人以上)	2026/06/01～	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・深夜訪問看護加算(同建50人～) ・精神科深夜訪問看護加算(同建50人～) ・医療観察深夜訪問看護加算(同建50人～)
複数名加算(同一建物内3人以上9人以下)	2026/06/01～	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・複数名訪問看護加算(同建3～9人) ・複数名精神科訪問看護加算(同建3～9人) ・医療観察複数名訪問看護加算(同建3～9人)
複数名加算(同一建物内10人以上19人以下)	2026/06/01～	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・複数名訪問看護加算(同建10～19人) ・複数名精神科訪問看護加算(同建10～19人) ・医療観察複数名訪問看護加算(同建10～19人)

名称	適用期間	入力方法	関連するサービス等
複数名加算(同一建物内20人以上49人以下)	2026/06/01～	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・複数名訪問看護加算(同建20～49人) ・複数名精神科訪問看護加算(同建20～49人) ・医療観察複数名訪問看護加算(同建20～49人)
複数名加算(同一建物内50人以上)	2026/06/01～	訪問ごとに変動がない場合は請求情報で設定してください。 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・複数名訪問看護加算(同建50人～) ・複数名精神科訪問看護加算(同建50人～) ・医療観察複数名訪問看護加算(同建50人～)

【同一建物居住者の当該加算の算定日数による算定】

同一建物居住者の1月当たりの加算の算定日数が下記日数を超えた場合に設定が必要です。現在自動で設定されませんので、手動で設定してください。

名称	適用期間	入力方法	関連するサービス等
複数回加算(月21日目以降)	2026/06/01～	記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・難病等複数回訪問加算(1日3回～)(月21日目以降) ・精神科複数回訪問加算(1日3回～)(月21日目以降)
夜間・早朝加算(月16日目以降)	2026/06/01～	記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・夜間・早朝訪問看護加算(月16日目以降) ・精神科夜間・早朝訪問看護加算(月16日目以降) ・医療観察夜間・早朝訪問看護加算(月16日目以降)
深夜加算(月16日目以降)	2026/06/01～	記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・深夜訪問看護加算(月16日目以降) ・精神科深夜訪問看護加算(月16日目以降) ・医療観察深夜訪問看護加算(月16日目以降)

【その他の加算の設定】

必要に応じて設定してください。

名称	適用期間	入力方法	関連するサービス等
24時間対応体制加算(包括型訪問看護療養費の届出を行っている場合)	2026/06/01～	毎月変動がない場合は請求情報で設定してください。※月初の利用日に展開 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・24時間対応体制加算(包括型訪問看護療養費の届出を行っている場合) 以下の条件に該当する場合 ※詳しくは「別紙」参照 ・訪問看護ステーションが届出を行った建物に居住する利用者 ・基準告示第2の12に規定する別に厚生労働大臣が定める者に該当しない者に指定訪問看護を行った場合 ・24時間対応体制加算の届出を別に行っていない
訪問看護遠隔診療補助料	2026/06/01～	記録書Ⅱ／請求算定／月間で設定してください。	・訪問看護遠隔診療補助料
訪問看護医療情報連携加算	2026/06/01～	毎月変動がない場合は請求情報で設定してください。※月初の利用日に展開 上記以外の場合は、記録書Ⅱ／請求算定／月間のいずれかで設定してください。	・訪問看護医療情報連携加算

別紙

24時間対応体制加算(包括型訪問看護療養費の届出を行っている場合)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001686845.pdf>

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う
実施上の留意事項について

P.28

9 訪問看護ステーションが届出を行った建物に居住する利用者に対する指定訪問看護については、基本的には包括型訪問看護療養費を算定するとして届出を行った訪問看護ステーションが指定訪問看護を行うものであり、他の訪問看護ステーションが指定訪問看護を行うことは想定されない。また、当該建物に居住する利用者であって、基準告示第2の12に規定する別に厚生労働大臣が定める者に該当しない者に指定訪問看護を行った場合は、第2から第6まで及び第8から第11の所定額により算定する。なお、この場合にあっては、当該訪問看護ステーションが24時間対応体制加算の届出を別に行っていない場合であっても当該加算は別に算定することができる。

ただし、以下のいずれかに該当し、主治医がその必要性を認め、当該他の訪問看護ステーションに対し訪問看護指示書を交付した場合には、当該他の訪問看護ステーションによる指定訪問看護を実施することができ、当該指定訪問看護にかかる費用については、第2から第6まで及び第8から第11の所定額により算定する。なお、この場合において、包括型訪問看護療養費を届け出た訪問看護ステーションと他の訪問看護ステーションが特別の関係である場合には、同一建物及び単一建物居住利用者数は、当該建物において合算した合計の人数とする。

ア 災害等のやむを得ない事情により、包括型訪問看護療養費を届け出た訪問看護ステーションから当該建物に居住する利用者に対して指定訪問看護を十分に行うことができなくなった場合